

○建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則第三十五条第一項第三号の規定に基づき国土交通大臣が定めるものを定める件

(平成二十五年十月二十九日)

(国土交通省告示第千六十三号)

建築物の耐震改修の促進に関する施行規則（平成七年建設省令第二十八号）第三十五条第一項第三号の規定に基づき、国土交通大臣が定めるものを次のように定める。

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則第三十五条第一項第三号の規定に基づき国土交通大臣が定めるものを定める件

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則第三十五条第一項第三号に規定する国土交通大臣が定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 宣伝用物品
- 二 情報を提供するために作成する電磁的記録

附 則

この告示は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第二十号）の施行の日（平成二十五年十一月二十五日）から施行する。